

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンター
- 2 指定管理者となる団体 沖縄国際物流拠点うるま地区管理運営共同企業体
代表者 那覇市おもろまち1丁目1番12号 株式会社沖縄ダイケン
うるま市みどり町一丁目1番1号 中城湾港開発推進協議会
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。